

資料編

1 相談できる専門機関

- 長野県教育委員会関係の相談機関
- 特別支援学校のセンター的機能
- 障害者総合支援センター
- 自閉症・発達障害支援センター

2 各種シートの枠

- 実態の共通理解シート
- 個別の教育支援計画シート
- プレ支援シートA（幼・保→小 用）
- プレ支援シートB（小→中, 中→高 用）

3 特別支援教育の推進について（通知）

長野県教育委員会関係の相談機関

県教育委員会では、障害のあるすべての子どもへの支援の充実を図るために「特別支援教育相談」を実施しています。

以下の機関の担当者にご相談ください。

長野県総合教育センター

- 電話 0263-53-8805
- 生徒指導・特別支援教育部の担当専門主事が行います。
- 相談者が教育センターに出向く来所相談です。
- 相談の内容①～⑤を中心に、個別相談が充実しています。

教育事務所

- 佐久教育事務所(教育相談) 電話 0267-63-3182
- 飯田教育事務所(教育相談) 電話 0265-53-0462
- 松本教育事務所(教育相談) 電話 0263-47-7830
- 長野教育事務所(教育相談) 電話 026-232-7830
- 教育相談員及び特別支援教育担当指導主事が行います。
- 相談の内容⑥を中心に、学校全体に関する相談が充実しています。

手続き

- ① 随時、電話で申し込み
- ② 相談日時等を打ち合わせ

相談の内容

- ① 障害のある子どものアセスメントとその理解
- ② 有効な支援のあり方や具体的方法
- ③ 個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成
- ④ 保護者との相談
- ⑤ 就学相談
- ⑥ 関係諸機関との連携、校内支援体制の構築 等

特別支援学校のセンター的機能

学校教育法の一部改正により小・中学校等においても特別支援教育を推進することが明示されるとともに、特別支援学校がセンター的機能を果たす努力義務が示されました。広く特別支援教育に関する理解を深め、各々が役割を果たしながら、専門性の全体的底上げを図っていく必要があります。

センター的機能として中央教育審議会答申（平成17年12月8日）で例示されているものは、以下の通りです。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

センター的機能を活用していただきながら、特別支援教育に関する小・中学校等の一層の充実を図るために、次の点について確認願います。

1 小・中学校等が、自力で解決するための支援をします。

困っている子どもを直接支援するのは、それぞれの学校です。基本的には、特別支援学校のスタッフが、幼児児童生徒やその保護者に対して継続的直接的支援をするものではありません。各学校が特別支援教育の充実を図り、自力で事例を解決できるように、その学校が持っている機能が発揮できる仕組み作りの支援や必要な情報提供をします。

2 センター的機能活用の前に、校内で取り組むことがあります。

センター的機能を活用する前に、少なくとも以下のことを実施しましょう。

- ① 小委員会の開催
校内の特別支援教育コーディネーターが中心となり、直接の関係者が、支援の必要性や方向性・可能性について検討しましょう。
- ② 校内委員会の開催
小委員会での検討を基に、校内での支援体制づくりや、外部機関との連携のあり方について検討しましょう。特別支援学校のセンター的機能の活用にあたっては、どのような支援や情報が必要なのかを明らかにしておくことが大切です。
※専門的なことは分からないからと、すべてのことを外部機関に任せていたのでは、特別支援教育が推進されません。まず、校内でできることは何かを明確にして取り組み、さらに必要なことについてセンター的機能を活用するという姿勢が大切です。
※特別支援教育の推進は、学校長の責務であることが明示されました（「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日・文部科学省）。専門家を外に求める時代から、専門家を内に形成する時代へと意識変革が求められています。

特別支援学校

北信地区

長野盲学校	026-243-7789
長野ろう学校	026-241-5320
長野養護学校	026-296-8393
飯山養護学校	0269-67-2580
稲荷山養護学校	026-272-2068
若槻養護学校	026-295-5060

東信地区

上田養護学校	0268-35-2580
小諸養護学校	0267-22-6300
長野ろう学校小諸分教室乳幼児きこえの教室	0267-22-0735

中信地区

松本盲学校	0263-32-1815
松本ろう学校	0263-58-3094
松本養護学校	0263-59-2234
安曇養護学校	0261-62-4920
木曾養護学校	0264-22-3553
寿台養護学校	0263-86-0046

南信地区

松本ろう学校飯田分教室	0265-22-2180
松本ろう学校茅野分教室	0266-72-2209
伊那養護学校	0265-72-2895
飯田養護学校	0265-33-3711
諏訪養護学校	0266-62-5600
花田養護学校	0266-28-3033

障害者総合支援センター

障害者総合支援センターでは、困難のある子どもに関して、地域で安心して生活できるよう、保健・福祉サービス利用にかかわる援助や、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談支援を無料で行っています。各センターの実情により、名称等一部異なるところはありますが、下記のような専門職員が、面接・電話・訪問等により相談や支援に応じています。

【専門職員の種類と業務概要】

1 療育コーディネーター・障害児コーディネーター

小・中学校等の子どもにかかわる相談に、最も頻繁に応じることが多い役割です。障害があるかどうか分からない事例についても、気軽に相談することが可能です。

(1) 家庭を支援します。

困難のある子どもが、学校でよさを発揮するためには、生活の基盤である家庭生活が安定していることが大変重要です。仕事が定まらず子どもにかかわることが難しい、家庭内の生活リズムが整わない、保護者の方の不安が大きく精神的支えが必要などについて、気軽に相談できます。必要に応じて、家庭訪問をしての相談も可能です。地域の関連機関と連絡・調整し、よりよい支援方法を組み立てながら、安心して自ら生活できるよう支援します。

(2) 余暇活動にかかわる支援をします。

放課後や長期休業中など、子どもたちの生活が豊かになるような居場所作りについて、地域の関連機関と連絡・調整し、支援します。

(3) 保護者同士の連携を支援します。

保護者として子どもにどう接したらよいか、進学はどう考えたらよいかなど、同じ気持ちで共有し支え合える仲間として、主体的に保護者同士がつながり合えるよう支援します。

(4) 長期的に支援します。

数年単位にわたって、支援の経過や方向性を見据えて、長い目で子どもを支援します。学校でも担任が替わるたびに、個別の教育支援計画などを用いて、支援がつながるように工夫をしますが、引き継ぎの前と後では人が変わります。しかし、療育コーディネーターは、つなぎ目の前も後も同じ人の担当が可能で、情報がスムーズにつながりやすく、大変重要な役割を担っていただけます。

2 その他の専門職員

(1) 相談支援専門員（知的障害、身体障害、精神障害のコーディネーター）

(2) 生活支援ワーカー

(3) 就業支援ワーカー

※事例に応じて、様々な専門職員が相談や支援をします。詳しくは、各センターにお問い合わせください。

相談はこちらへ

各圏域の障害者総合支援センター（中核的なセンター）

圏 域	名 称	所 在 地	電話番号/FAX
佐 久	佐久障害者相談 支援センター	〒385-0043 佐久市取出町 183 野沢会館内	☎ 0267-63-5177 FAX0267-64-0213
上 小	上小圏域障害者 総合支援センター	〒386-0012 上田市中央 3-5-1 上田市ふれあい福祉センター 2 階	☎ 0268-28-5522 FAX0268-28-5520
諏 訪	諏訪地域障害者 自立支援センター 「オアシス」	〒392-0024 諏訪市小和田 19-3 諏訪市総合福祉センター内	☎ 0266-54-7363 FAX0266-54-7723
上伊那	上伊那圏域障害者 総合支援センター 「きらりあ」	〒396-0021 伊那市伊那 1499-7 希望の家内	☎ 0265-74-5627 FAX0265-74-8661
飯 伊	飯伊圏域障害者 総合支援センター	〒395-0004 飯田市上郷黒田 341	☎ 0265-24-3182 FAX0265-49-8523
木 曽	木曽障害者 総合支援センター 「ともに」	〒399-5607 木曽郡上松町大字小川 1702 ひのきの里総合福祉センター内	☎ 0264-52-2494 FAX0264-52-2497
松 本	松本圏域障害者 相談支援センター 「Wish」(ウィッシュ)	〒390-0833 松本市双葉 4-8 松本市総合社会福祉センター別館	☎ 0263-26-1313 FAX0263-26-2345
	松本圏域障害者 相談支援センター 「あるぷ」	〒399-8205 安曇野市豊科 4156-1	☎ 0263-73-4664 0263-73-2265
大 北	大北圏域障害者 総合支援センター 「スクラム・ネット」	〒398-0002 大町市大町 1129 大町市総合福祉センター内	☎ 0261-26-3855 FAX0261-26-3856
長 野	長野圏域障害者 総合支援センター	〒381-2226 長野市川中島町今井 1387-5 (ハーモニー桃の郷 3 階)	☎ 026-285-1900 FAX026-285-1909
北 信	北信圏域障害者 総合相談支援センター 「ぱれっと」	〒383-0062 中野市笠原 765-1	☎ 0269-23-3525 FAX0269-23-3521

自閉症・発達障害支援センター

自閉症をはじめとする発達障害の療育相談や、研修・普及啓発活動を実施しています。県内のどの地域でも理解や支援が得られるよう、関係機関と連携を図りながら支援活動をしています。相談は電話による予約制で行っています。

長野県精神保健福祉センター内 電話 026-227-1810

コラム

OT, PT, ST

特別支援教育にかかわると、OT（オー・ティー）、PT（ピー・ティー）、ST（エス・ティー）と呼ばれる方々と連携することがよくあります。自立活動という領域で、専門的な役割を担っていただける方々です。ここでは、それぞれの名称の方々がどんな仕事をされているか、簡単に紹介します。

OT < Occupational Therapist : 作業療法士 >

子どもが主体的に活動できるように、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて、治療・指導・援助を行う専門家です。落ち着きがない、触られたりすることや大きな音が苦手、痛みを感じにくい、歩き方がぎこちない・不器用などの困難さについて、支援のヒントが得られます。

PT < Physical Therapist : 理学療法士 >

子どもの基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動訓練・指導をしたり、マッサージなどの刺激を与えたりする専門家です。歩き方・移動の仕方などの困難さについて、体の動かし方や、支援者のかかわり方の工夫などについて支援のヒントが得られます。

ST < Speech Therapist : 言語聴覚士 >

子どもの音声、構音、言語、聴覚機能の状態の検査や、それらを基にした訓練・指導を行う専門家です。会話が聞き取りにくい、思うように話せない、なかなか言葉を覚えない、文字の読み間違いがあるなどの困難さについて、支援のヒントが得られます。

事例ごとに具体的な取り組みは様々ですが、連携できるOT、PT、STを事前に把握し、地域のリソースマップを作りましょう。

担任の先生は、お子さんを担当するOT、PT、STの方の指導の様子を見学したり、担当の方と懇談したりする機会を、保護者の方において設定してもらいましょう。学校での生活に生かせるヒントが見つかると思います。

各種シートの枠

1 本文中に掲載された各種シートのコピー用資料です。
自由にコピーしてお使いください。

2 学校や児童生徒の実情に合わせて、必要な項目のみ記入していただくとよいでしょう。また、加除修正も実情に合わせておこなってください。
なお、長野県教育委員会ホームページの下記 URL から、各種シートのデータがダウンロードできます。ご利用ください。

ダウンロード URL

http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/tokushi_index.htm

初回記入者名：

初回記入日：平成 年 月 日

立	園・学校	年	組	校長名		担任名	
ふりがな 氏 名				(男・女)		生年月日：平成 年 月 日	
保護者名			電 話 緊急連絡先				
住所：〒				市 町			
家族構成			家庭の状況				
障害名・障害の状況，担当医療機関・主治医						服薬の状況（無・有），効能	
療育・教育歴等							

特徴的な様子と情報提供者（必要な項目のみ，選択して記入します）

No.	項 目	内 容
1	【必須項目】 興味・関心， 得意なこと，趣味	
2	苦手なこと	
3	学習状況	A 学 習
4	感覚，知覚，認知	
5	諸検査	
6	性教育	
7		
8	行動の特性	B 行 動
9	友だちとの比較・失敗場面の行動	
10	パニックの状況	
11	コミュニケーション，要求の伝え方	
12	対人関係	
13	よく遊ぶ友だち，友だち関係	
14		
15	体調，身体・運動機能	C 健 康
16	情緒的安定	
17		
18	着替え	D 日 常 生 活
19	食事	
20	排せつ	
21	生活リズム，家庭生活	
22		
23	周囲の理解状況	そ の 他
24	周囲への配慮点	
25		
26		

※ 横の広がりで共通理解ができた箇所に○をつけましょう（特別支援教育コーディネーター記入欄）。

家庭	担任	校長	小委員会	校内委員会	全校職員
行政	福祉	地域	医療		

シート2

平成 年度 個別の教育支援計画シート

初回記入者名：

初回記入日：平成 年 月 日

立		園・学校		年	組	校長名			担任名		
ふりがな 氏 名						(男・女)		生年月日：平成 年 月 日			
保護者名						電 話 緊急連絡先					
住所：〒 市 町											
将来に向けての願い（◎），現在の生活の願い（・）											
本人の願い								保護者の願い			
支援目標（長期：◎，短期：・）											
◎ ・ ・											
主な支援内容										支援者	
学校	学級										
	校内										
家庭											
地域											
関係機関 医療・福祉 特別支援学校											
支援会議の記録											
《日時》		《参加者》		《協議内容・引き継ぎ事項等》							
年 月 日				次回支援会議予定 年 月							
支援内容の評価											

以上の内容を確認いたしました。 平成 年 月 日 保護者名

プレ支援シートA(幼・保→小 用)

記入者所属・氏名：

・

記入日：平成 年 月 日

〔 幼稚園・保育園 ⇒ 〕 小学校	
ふりがな	現在かかっている医療機関
氏 名	医院・病院 先生
	障害の状況 (障害名)
本人の特徴(性格, 行動, 得意なこと など)	
保護者の願い	
これまでの取り組み	今後必要と思われる支援(記入項目にチェック)
身辺自立の支援	☐ 着替え ☐ 食事 ☐ 排せつ ☐ 片付け ☐ その他 ()
行動の支援	☐ 声がけ(指示) ☐ 集中 ☐ こだわり ☐ 忘れ物 ☐ 当番活動 ☐ 感情の制御 ☐ 教室の移動 ☐ その他 ()
対人関係の支援	☐ 人への関心 ☐ 相手の気持ちの理解 ☐ 言葉でのやりとり ☐ グループ活動 ☐ その他 ()

シート4

プレ支援シートB (小→中, 中→高 用)

記入者所属・氏名：

記入日：平成

年

月

日

〔 〕 学校 ⇒ 〔 〕 学校	
ふりがな	現在かかっている医療機関
氏 名	医院・病院 先生
	障害の状況 (障害名)
本人の特徴 (性格, 行動, 得意なこと など)	
本人の願い	保護者の願い
これまでの取り組み	今後必要と思われる支援 (記入項目にチェック)
学習の支援	☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 書く ☐ 計算 ☐ 推論する ☐ 運動 ☐ その他 ()
行動の支援	☐ 声がけ (指示) ☐ 集中 ☐ こだわり ☐ 忘れ物 ☐ 当番活動 ☐ 感情の制御 ☐ 教室の移動 ☐ その他 ()
対人関係の支援	☐ 人への関心 ☐ 相手の気持ちの理解 ☐ 言葉でのやりとり ☐ グループ活動 ☐ その他 ()

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷 眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

（６）教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

４ 特別支援学校における取組

（１）特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

（２）地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

（３）特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

５ 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努める

こと。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7 教育活動等を行う際の留意事項等

（1）障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

（2）学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

（3）生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあつては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コー

ディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

（４）交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

（５）進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

（６）支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

（７）学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

８ 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

お問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課

電話：03-5253-4111（代表）（内線3192）

03-6734-3192（直通）